

# 令和元年（2019年）台風第19号 非常災害対策本部会議（第4回）

## 議 事 次 第

日時：令和元年10月15日（火）8：05～

場所：官邸4階大会議室

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 被害状況等報告 【内閣危機管理監】
3. 各省庁の対応状況 【各省大臣等】
4. 内閣総理大臣発言 【内閣総理大臣】
5. 閉会 【内閣官房長官】

# 6 総務省

令和元年 10 月 15 日(火)04:30 現在

総 務 省

令和元年台風第 19 号による被害状況等について (第 10 報)

## I 被害状況

### 1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約 8,450→5,650 回線</li> <li>※支障エリアは以下のとおり。(詳細調査中)</li> <li>福島県 (1 町)</li> <li>浅川町</li> <li>栃木県 (1 市)</li> <li>鹿沼市の一部</li> <li>東京都 (2 村)</li> <li>神津島村、新島村</li> <li>○電話系サービス</li> <li>アナログ加入電話：約 1,250 回線</li> <li>ひかり IP 電話：約 3,000→1,800 回線</li> <li>○インターネットサービス</li> <li>光アクセス：約 4,200→2,600 回線</li> <li>※1 町の役場エリアに支障あり。</li> <li>福島県：浅川町役場</li> </ul>
	NTT 西日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害なし</li> </ul>
	NTT コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 45 回線</li> <li>※中継回線の切断のため被害は全国に点在</li> <li>○専用線サービス：45 回線</li> </ul>
	KDDI	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧済み。</li> </ul>
携帯電話等 (注2)	ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 316→262 回線</li> <li>※支障エリアは以下のとおり。</li> <li>東京都、福島県</li> <li>○インターネットサービス</li> <li>ADSL サービス：258→204 回線</li> <li>光アクセスサービス：58 回線</li> <li>※役場エリアに支障なし。</li> </ul>
	NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 59→42 市町村の一部エリアに支障あり。</li> <li>※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。</li> <li>岩手県 (1 市)</li> <li>宮古市</li> <li>宮城県 (2→3 市町)</li> <li>角田市、石巻市、伊具郡丸森町</li> <li>福島県 (10→9 市町)</li> <li>伊達市、石川郡 (石川町、浅川町、古殿町)、田村市、東白川郡 (郡埜町、矢祭町)、双葉郡浪江町、福島市</li> <li>茨城県 (2→0 市町)</li> <li>栃木県 (2→1 市)</li> </ul>

		<p>鹿沼市  群馬県 (5→4 町村)  甘楽郡 (甘楽町、下仁田町)、吾妻郡嬭恋村、多野郡上野村  千葉県 (11→8 市町)  安房郡鋸南町、鴨川市、館山市、君津市、山武市、市原市、  南房総市、富津市  東京都 (2→1 市)  八王子市  神奈川県 (2→1 市)  相模原市  山梨県 (2→1 町)  西八代郡市川三郷町  長野県 (20→13 市町村)  茅野市、佐久市、上高井郡高山村、上水内郡信濃町、上田市、  須坂市、長野市、南佐久郡 (佐久穂町、南相木村、北相木村)、  北佐久郡 (軽井沢町、御代田町)、北佐久郡立科町  ※役場エリアに支障なし。  ※合計 311→212 局停波  (内訳)  岩手県 7→4 局、宮城県 17→13 局、福島県 37→33 局、東京都  5→1 局、千葉県 102→58 局、茨城県 7→6 局、群馬県 10→8  局、埼玉県 3 局、山梨県 2→1 局、神奈川県 10→9 局、長野県  103→69 局、栃木県 8→7 局</p>
KDDI (au)		<p>・ 61→39 市町村の一部エリアに支障あり。  ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。  岩手県 (2 市町)  下閉伊郡山田町、宮古市  宮城県 (7→5 市町)  伊具郡丸森町、大崎市、柴田郡 (大河原町、村田町)、黒川  郡大郷町  福島県 (10→9 市町村)  いわき市、二本松市、双葉郡川内村、白河市、石川郡 (平田  村、浅川町)、福島市、郡山市、須賀川市  東京都 (3→2 村)  新島村、神津島村  神奈川県 (2→0 市)  山梨県 (2→0 市町)  千葉県 (10→5 市)  君津市、富津市、市原市、館山市、鴨川市  埼玉県 (1 市)  飯能市  茨城県 (2→1 市町)  水戸市  栃木県 (3→2 市)  日光市、鹿沼市  群馬県 (5→3 市町村)  吾妻郡嬭恋村、甘楽郡甘楽町、藤岡市  静岡県 (3→2 市)  藤枝市、静岡市  長野県 (11→7 市町村)  上田市、伊那市、佐久市、北佐久郡 (立科町、軽井沢町)、  南佐久郡 (佐久穂町、北相木村)  ※2 村の役場エリアに支障あり。</p>

		<p>東京都：新島村役場、神津島村役場  ※合計 276→155 局停波  (内訳)  岩手県 8→3 局、宮城県 35→30 局、福島県 24→22 局、東京都 21→13 局、神奈川県 11→7 局、山梨県 4→2 局、千葉県 74→25 局、埼玉県 8→7 局、茨城県 6→5 局、栃木県 8→6 局、群馬県 12→6 局、三重県 1 局、静岡県 6→3 局、長野県 58→25 局</p>
ソフトバンク		<p><b>【携帯】</b>  ・ 39→23 市町村の一部エリアに支障あり。  ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。  岩手県 (3→1 市)  宮古市  宮城県 (1 町)  伊具郡丸森町  福島県 (3→1 市)  伊達市  茨城県 (1 町)  久慈郡大子町  栃木県 (1 市)  鹿沼市  群馬県 (3 町村)  多野郡(上野村、神流町)、吾妻郡嬭恋村  千葉県 (12→8 市町)  館山市、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、勝浦市、安房郡鋸南町、夷隅郡大多喜町  東京都 (1→0 町)  神奈川県 (3→2 市町)  相模原市、足柄上郡山北町  山梨県 (1→0 市)  長野県 (5 市町村)  佐久市、上田市、長野市、南佐久郡(北相木村、佐久穂町)  静岡県 (5→0 市町)  ※役場エリアに支障なし。  ※合計 360→262 局停波  (内訳)  岩手県 16→8 局、宮城県 15→16 局、福島県 29→28 局、茨城県 14→13 局、栃木県 10→9 局、群馬県 22→21 局、埼玉県 5 局、千葉県 89→60 局、東京都 13→6 局、神奈川県 19→16 局、山梨県 11→3 局、長野県 104→70 局、静岡県 13→7 局</p> <p><b>【PHS】</b>  ・ 9→8 市町の一部エリアに支障あり。  ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり。  福島県 (3 市町)  石川郡浅川町、東白川郡矢祭町、本宮市  千葉県 (3 市)  君津市、館山市、南房総市  長野県 (3→2 市町)  長野市、北佐久郡軽井沢町  ※役場エリアに支障について調査中。  ※合計 71→58 局停波  (内訳)  福島県 27→26 局、千葉県 12→10 局、長野県 32→22 局</p>

○主な停波原因は伝送路断及び停電

(注1) 事業者が把握可能な範囲の情報を記載

(注2) 携帯電話等事業者が設置している基地局数は各社で異なり、停波中の基地局数は、サービス影響の規模を直接表すものではない。

<防災行政無線>

- ・ 都道府県防災行政無線：被害情報なし
- ・ 市町村防災行政無線（同報系）：被害情報なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ）>

地域 (局所名)	事業者名	原因	影響世帯数	現状
宮城県丸森町 (丸森石神)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 90 世帯	停波中
宮城県丸森町 (丸森五反田)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 30 世帯	停波中
宮城県丸森町 (羽出庭)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 250 世帯	停波中
宮城県丸森町 (大張)	NHK	停電	約 200 世帯	停波中
宮城県南三陸町 (歌津港)	NHK、宮城テレビ、東日本放送、東北放送、仙台放送	停電	約 60 世帯	復旧済
千葉県富津市 (富津豊岡)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 140 世帯	復旧済
千葉県南房総市 (丸山)	NHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 1,600 世帯	復旧済
千葉県南房総市 (和田)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 500 世帯	復旧済
千葉県南房総市 (富浦)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 1,300 世帯	復旧済
千葉県鴨川市 (鴨川宮)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 300 世帯	復旧済

千葉県鋸南町 <small>のこぎりやま</small> (鋸山)	日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ、千葉テレビ放送	停電	約 1,500 世帯	復旧済
神奈川県相模原市 <small>あおのほら</small> (青野原)	テレビ神奈川	停電	約 240 世帯	停波中

<地上波（移動受信用地上基幹放送）>

地域 (局所名)	事業者名	原因	現状
神奈川県秦野市 <small>はたの</small> (秦野)	VIP*	回線設備の故障	停波中

※移動受信用地上基幹放送のハード事業者

<地上波（ラジオ）>

地域 (局所名)	事業者名	原因	影響世帯数	現状
栃木県足利市 <small>あしかが</small> (足利)	栃木放送（FM補完局）	停電	約 21,000 世帯	復旧済

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	原因	影響世帯数（注）	現状
御前崎市 御前崎の一部	(株)御前崎ケーブルテレビ	停電	170	復旧済み
品川区の一部	(株)ケーブルテレビ品川	大雨による直接受信障害	150	復旧済み
佐倉市、富里市、八街市、茂原市、千葉市、山武市、神埼町、成田市の各市一部	(株)高速ネット296	停電、ケーブルの損傷	1857	一部復旧済み
横浜市港北区、川崎市、東京都世田谷区の各区市の一部	イツ・コミュニケーションズ(株)	停電	2300	復旧済み
平塚市、大磯町、二宮町、中井町の各市町の一部	湘南ケーブルネットワーク(株)	停電	500	復旧済み
横浜市旭区、泉区、保土ヶ谷区の各区の一部	横浜ケーブルビジョン(株)	停電	2000	復旧済み
佐久市の一部	佐久ケーブルテレビ(株)	停電	861	一部復旧済み
長野市の一部	長野市	停電	1000	停波中
茅野市、富士見町、辰野町、岡谷市の各市町の一部	エルシーブイ(株)	停電	1244	停波中
伊東市、東伊豆町の各市町の一部	(株)伊豆急ケーブルネットワーク	停電	7344	復旧済み

三重県度会郡度会町、津市の一部	(株)ZTV	停電	80	復旧済み
上田市及び東御市の一部	(株)上田ケーブルビジョン	停電	調査中	停波中
東京都、神奈川県等の一部	(株)アイキャスト	停電	5100	一部復旧済み
利府町の一部	宮城ケーブルテレビ	停電	491	復旧済み
横浜市港北区の一部	YOU テレビ(株)	電源設備の不具合	4700	復旧済み
鹿沼市の一部	鹿沼ケーブル(株)	電源設備の不具合	2000	復旧済み
		ケーブルの損傷	300	停波中
甲府市の一部	(株)日本ネットワークサービス	ケーブルの損傷	45	復旧済み
千葉市緑区、花見川区、若葉区、君津市、袖ヶ浦市、富津市、木更津市の各市区の一部	(株)ジェイコム千葉	停電	4600	一部復旧済み
横浜市港南区、戸塚区、相模原市緑区、川崎市多摩区、藤沢市、鎌倉市、逗子市、藤沢市、横須賀市、三浦市、寒川町の各市区町の一部	(株)ジェイコム湘南・神奈川	停電	14000	復旧済み
下田市の一部	下田有線テレビ放送(株)	停電	1500	一部復旧済み

(注) ケーブルテレビ事業者が確認できた情報を記載。一部概数のものを含む。

#### <コミュニティ放送>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
茨城県 だいご 大子町	(株)まちの研究室	局舎浸水	約 5,400 世帯	停波中
埼玉県 ちちぶ 秩父市	ちちぶエフエム(株)	通信回線断	約 20,300 世帯	停波中
神奈川県 横須賀市	横須賀エフエム放送(株)	通信回線断	約 53,900 世帯	復旧済
神奈川県 葉山町	逗子・葉山コミュニティ放送(株)	停電	約 35,200 世帯	復旧済
長野県 軽井沢町	軽井沢エフエム放送(株)	停電	約 11,000 世帯	復旧済

### 3. 郵政関係

#### <窓口関係>

・岩手県(7局)、宮城県(10局)、福島県(13局)、茨城県(2局)、栃木県(6局)、東京都(1局)、長野県(4局)及び三重県(1局)の郵便局において、窓口業務を休止。

<配達関係>

- ・全国的に郵便物等の配達に遅れが発生。
- ・浸水状況、道路の状況等により一部地域において郵便物等の配達を休止。

Ⅱ 総務省の対応状況

- 10月8日(火)13時00分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置。
- 10月11日(金)、総務大臣出席により総務省災害関係局長級会議(第1回)開催
- 10月12日(土)15時30分、情報連絡室を災害対策本部(長:大臣官房長)に改組。
- 10月13日(日)、総務省災害関係局長級会議(第2回)開催(メール開催)
- 10月13日(日)16時30分、災害対策本部を非常災害対策本部(長:総務大臣)へ改組。
- 10月13日(日)、総務省非常災害対策本部会議(第1回)開催(メール開催)
- 10月14日(月)、総務大臣出席により総務省非常災害対策本部会議(第2回)及び総務省非常災害対策本部会議(第3回)開催(メール開催)

○ リエゾン派遣

- ・10月8日以降、東京都、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、神奈川県、群馬県、長野県、新潟県、静岡県、岩手県、福島県、宮城県、以上1都12県の災害対策本部へ職員を派遣(通信関係:各日最大25名体制、人的支援関係:各日最大14名体制)。

派遣先	目的	派遣時期	派遣人数 (10月15日実績)	派遣人数累計
県	通信確保	10/8～	19名	87名
	人的支援	10/8～	13名	48名
合計			32名	135名

○ 人的支援について(被災市区町村の災害マネジメント、避難所運営等の支援)

- ・10月10日(木)、各都道府県に対し「令和元年台風第19号への対応について」を發出し、被災自治体だけでは災害対応が困難な場合は、躊躇なく応援職員の派遣要請を行うよう助言。
- ・10月11日(金)、総務省、地方3団体、指定都市市長会による「被災市区町村応援職員確保調整本部」を設置。
- ・10月13日(日)、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、職員派遣の必要性を確認するため、被災地域ブロック幹事県及び被災都県と連絡調整中。  
これまでに、被災団体からの職員派遣の要請なし。
- ・同日、現地での情報収集のため、公務員部職員等を宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県及び長野県へ派遣決定(計12名)(千葉県へは台風第15号の対応から引き続き派遣中)。
- ・10月14日(月)、7市から派遣要請があり、総括支援チームの派遣を決定。

<総括支援チームの派遣状況>

被災県	被災市町村	派遣団体	派遣時期	派遣人数 (10月15日実績)	派遣人数累計
福島県	郡山市	新潟県	(調整中)	二	二
	南相馬市	神戸市	(調整中)	二	二
茨城県	水戸市	京都市	(調整中)	二	二
栃木県	足利市	横浜市	10/15～	3名	3名



	栃木市	愛知県	(調整中)	二	二
	佐野市	徳島県	10/14～	2名	4名
長野県	長野市	名古屋市	10/14～	5名	8名
			合計	10名	15名

- ・ 10月14日(月)、避難所運営支援等のため、4市から派遣要請があり、対口支援団体を順次決定。

＜対口支援団体の派遣状況＞

被災県	被災市町村	対口支援団体	派遣時期	派遣人数 (10月15日実績)	派遣人数累計
宮城県	石巻市	(調整中)	(調整中)	二	二
	角田市	青森県	(調整中)	二	二
	丸森町	北海道	(調整中)	二	二
長野県	長野市	名古屋市	(調整中)	二	二
			合計	二	二

- 10月9日、通信事業者に対し、台風へ備えた通信設備等の事前確認を行うことの注意喚起。

- 移動電源車の貸与状況

- ・ 信越総合通信局管理 → 長野県 (10/14～)
- ・ 北陸総合通信局管理 → 長野県 (10/14～)

- 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

(MCA無線機3台、簡易無線機18台、衛星携帯電話13台)

貸出自治体	貸出機器	台数	備考
君津市	衛星携帯電話	2	10/11 午後
山梨県	衛星携帯電話	5	10/11 午後
長野県	簡易無線機	5	10/13 午前
	衛星携帯電話	1	10/13 午前
	衛星携帯電話	3	10/13 午後
	簡易無線機	5	10/14 午後
福島県	MCA無線機	3	10/13 午後
丸森町	簡易無線機	8	10/13 午後
	衛星携帯電話	2	

- 電波法に基づく臨機の措置

- ・ 10月12日、中国電力株式会社から関東圏における台風被害の復旧応援のため、陸上移動局(21局)の移動範囲の変更申請があり、即時に許可。
- ・ 10月12日、東京都狛江市において、予備免許中のこまえエフエム(CFM)の設備を用いて、臨機の措置により臨時災害放送局を開設。同日、放送開始。10月13日、放送を終了し、閉局。

- ・10月13日、茨城県大子町において、FMぱるるん(水戸、CFM)の設備を用いて、臨機の措置により臨時災害放送局を開設。同日、放送開始。
- ・10月13日、北陸電力株式会社から東北圏、関東圏及び東海圏における台風被害の復旧応援のため、陸上移動局(17局)の移動範囲の変更申請があり、即時に許可。
- ・10月13日以降、株式会社NTTドコモから衛星基地局(4局)の開設申請があり、即時に許可。

#### ○関係機関への依頼状況

- ・全国の地方非常通信協議会等に対して非常通信ルートの確認を依頼
- ・各地方総合通信局に対してプッシュ型による積極的な災対機器の貸出の実施を依頼

#### ○市町村の行政機能の確保状況(10月14日13:30現在)

市町村の行政機能の確保状況について、大雨特別警報が発令された13都県と千葉県への聞き取り等を行ったところ、宮城県丸森町、茨城県大子町の状況について以下のとおり回答あり。

- ・宮城県丸森町：庁舎の周辺が冠水しており、水が引かないとアクセス困難な状況。庁舎の停電・浸水はない。通信手段は、固定電話の光回線は利用できないが、アナログ回線は利用可能。携帯電話はつながりにくい状況。
- ・茨城県大子町：庁舎1階(売店)が浸水したが(10月13日(日)7時時点では、既に水は引いていた)、執務室である2階以上には浸水はなく、災害対応に支障なし。

### Ⅲ 事業者等の対応状況

#### 1. 通信関係

##### (1) 災害用伝言サービス

NTT東西、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクが災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスを展開中。

##### (2) 特設公衆電話の設置

被災地の避難所等において124箇所に特設公衆電話を設置。

##### (3) 公衆無線LANサービス(「00000JAPAN」(ファイブゼロ・ジャパン))の利用環境整備

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、静岡県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、福島県、宮城県、栃木県、岩手県の全域で、アクセスポイントを無料開放。

##### (4) 光ステーション(Wi-Fiアクセスポイント)の開放

NTT東日本が本州全域において、光ステーション(約34,000箇所)を無料開放。

##### (5) 通信料金の減免

NTT東日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ジュピターテレコム(J:COM)が、固定電話サービス等利用者に対し、避難等の理由により利用できない期間、基本料金等の減免を実施。

##### (6) 支払期限の延長

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ジュピターテレコム(J:COM)は、請求書払いを行う移動電話利用者を対象に、10月請求分の支払期限を1か月延長。

NTT東日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、ジュピターテレコム(J:COM)は、請求書払いを行う固定電話サービス等利用者を対象に、10月請求分の支払期限を1か月延長。

##### (7) 携帯電話事業者のデータ通信容量制限解除等の措置

携帯電話事業者各社が、災害救助法が適用された地域の被災者を対象として、契約しているデータ通信容量を超えた場合の速度制限の解除や追加の通信容量の無償提供を開始。

	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク	ジュピターテレコム (J:COM)
措置内容	契約しているデータプランの通信容量を超えた場合の速度制限解除	契約しているデータ定額サービスまたは料金プランの通信容量を超えた場合の速度制限解除	データ通信容量の追加購入料金を無償化	追加パケットの購入料金を減免
対象者	災害救助法が適用された地域に「契約者住所」または「請求書送付先住所」のいずれかがある利用者			
適用時期	10月13日 ～10月31日	10月13日 ～10月31日	10月13日 ～10月31日	10月12日 ～10月31日

#### <避難所等支援>

##### ○携帯電話等貸出状況

###### ・NTT ドコモ

衛星携帯電話 240→210台、スマートフォン 382台、タブレット 115台、携帯電話 94台、データ端末 33台、マルチチャージャー 69→97台

###### ・KDDI

Wi-Fi AP 4台、充電設備 32台、蓄電池 47台、衛星携帯電話 10台、携帯電話 30台

###### ・ソフトバンク

衛星携帯電話 35台、タブレット 10台、充電用設備 40台、Wifi ルーター 28台、固定型電話機 28台

### 3 放送関係

#### (1) NHKにおける放送受信料の免除

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約について、令和元年10月から令和元年11月までの2か月間の放送受信料を免除

#### (2) (株)ジェイコム東京、(株)ジェイコム湘南・神奈川、(株)ジェイコム埼玉・東日本、土浦ケーブルテレビ(株)

避難指示・避難勧告等によってサービスをご利用できなかった加入者に対し、加入者からの申し出により、利用できなかった期間の基本料金等を日割りで減額精算。対象地域は、災害救助法が適用された地域。

大臣官房総務課(防災・調整)  
電話 03-5253-5090  
FAX 03-5253-5093

## 令和元年台風第19号に係る被害情報等について

## 1 農林水産関係の被害状況

## (1) ダム・ため池

- ・ダムについては、被害情報なし。
- ・ため池については、3箇所が決壊（福島県矢吹町・玉川村、泉崎村、栃木県さくら市）したが、人的被害なし。

## (2) 農地・農業用施設関係

- ・岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、富山県、高知県において、農地109箇所、農業用施設145箇所被災。

## (3) 林野関係

- ・林地荒廃26箇所の被害（岩手県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、新潟県）
- ・治山施設3箇所の被害（福島県、千葉県、和歌山県）
- ・林道施設31路線の被害（群馬県、埼玉県、山梨県、静岡県）
- ・特用林産施設等3箇所の被害（福島県、群馬県）
- ・群馬県甘楽町の民有林林道において、12日、改築工事中の区間で法面が崩壊し、2世帯4名が孤立。10月13日15時30分に孤立解消。
- ・宮城県、神奈川県、長野県、静岡県等で林地荒廃等が複数発生しているとの情報があり、被害状況等把握及び技術支援のため15日より本庁担当官を神奈川県に派遣予定（10月15日～）。
- ・群馬県上野村の特用林産施設において、森林からの土砂流出によって一部施設が損壊（その他調査中）。
- ・山梨県早川町において、12日、県道及び民有林林道が被災し、5世帯6名が一時孤立したが解消。
- ・新潟県糸魚川市において河岸の山腹が崩壊し、河川の水位が上昇したことにより溢れた流水により市道及び民有林林道が冠水したことに伴い、林道奥にある雨飾（あまかざり）温泉の山荘で4名が孤立したが、14日午前に関消。

## (4) 水産関係

- ・漁船、漁具、養殖施設、漁具倉庫等、水産物の被害（福島県、東京都、千葉県、茨城県、新潟県、静岡県）
- ・漁港等において、防波堤等の破損（福島県、千葉県、神奈川県、静岡県、和歌山県、高知県）、流木等による泊地の埋そく（福島県、茨城県）
- ・共同利用施設の破損（千葉県、静岡県）
- ・神奈川県川崎市沖合で貨物船が沈没し、重油が流出。千葉県富津市のノリ養殖用ブイに重油が付着。14日、漁業者等による海岸に漂着した油の回収作業を実施。

## (5) その他農林水産業関係

- ・果実（柿、みかん、りんご、西洋なし等）の枝折れ、落果、傷果（青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、奈良県、和歌山県）
- ・水稻、大豆、はとむぎの冠水被害（宮城県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、三重県）
- ・そばの倒伏被害（福島県）
- ・野菜等（キャベツ、ネギ、トマト、サツマイモ等）のハウス及び圃場の冠水、表土流出、倒伏等（宮城県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、静岡県、愛知県、和歌山県）
- ・花き（ダリア、シクラメン、リンドウ等）の浸水被害（山形県、福島県、茨城県、和歌山県）
- ・ビニールハウスの損壊、捲れ等（宮城県、福島県、茨城県、群馬県、千葉県、岐阜県、愛知県、和歌山県）
- ・畜産（牛、豚、鶏）の溺死、停電による熱死、感電死、生乳破棄（宮城県、福島県、千葉県）
- ・畜産関係施設の冠水、一部破損被害（宮城県、福島県、千葉県）

## 2 政府の主な対応

### (1) 非常災害対策本部の設置等

- ・令和元年台風第19号非常災害対策本部設置（10月13日9:30）
- ・令和元年台風第19号非常災害対策本部会議（10月13日16:30）  
令和元年台風第19号非常災害対策本部会議にて以下の方針を決定

- 1 迅速な情報収集を行い、被害状況の把握に全力を尽くす。
- 2 引き続き、人命の救助を第一に、行方不明者等の一刻も早い救命・救助に全力を尽くす。
- 3 先手先手で、被害の拡大防止に万全を期す。
- 4 電気、水道等のライフラインの早期復旧に努め、被災住民の生活復旧のため、早期改善に全力であたる。
- 5 関係省庁が連携して、全国からの官民一体となった広域応援体制を確保するとともに被災者支援の体制を整備する。
- 6 プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境整備や避難者の生活必需品の確保に努める。
- 7 被災地の住民をはじめ、国民や地方自治体等が適切に判断し行動できるよう、適時的確な情報発信に努める。

- ・令和元年台風第19号非常災害対策本部会議（第2回）（10月14日10:30）

### (2) 官邸の対応

- ・情報連絡室設置（10月8日13:00）
- ・情報連絡室を官邸対策室に改組（10月12日15:30）

### (3) 閣僚会議の実施

- ・令和元年台風第19号に関する関係閣僚会議（10月11日17:40）
- ・令和元年台風第19号に関する関係閣僚会議（10月13日9:05）

(4) 総理指示 (10月12日15:30)

1. 国民に対し、避難や大雨・河川の状況等に関する情報提供を適時的確に行うこと
2. 地方自治体とも緊密に連携し、浸水が想定される地区の住民の避難が確実にされるよう、避難指示等の事前対策に万全を期すこと
3. 被害が発生した場合は、被害状況を迅速に把握するとともに、政府一体となって、人命第一で、災害応急対策に全力で取り組むこと

(5) 関係省庁災害警戒会議の実施

- ・令和元年台風第19号に係る関係省庁災害警戒会議 (10月8日13:00)
- ・令和元年台風第19号に係る関係省庁災害警戒会議(第2回)(10月11日12:10)

3 農林水産省の対応

<本省>

- ・大臣官房文書課災害総合対策室に農林水産省災害情報連絡室設置(10月8日13:00)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(10月9日10:00)(速やかな被害情報把握に向けた体制整備等を指示)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(10月10日16:00)(連休中の体制整備等を指示)
- ・水産庁災害情報連絡会議を開催(10月10日17:00)(速やかな被害情報把握に向けた体制整備等を指示)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部(10月11日17:10)(被災各県等への速やかなリエゾン派遣の準備と被害情報把握を指示)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部(10月13日9:45)(被災状況の迅速な把握とプッシュ型支援の体制の確保を指示)
- ・プッシュ型食料物資支援の調整のため、内閣府防災(8号館)へ職員のべ6名を派遣(10月13日~)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部(10月11日17:00)(被災地への人的支援とプッシュ型支援に万全を期すことを指示)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部(10月13日9:45)(全省を挙げて被害状況の迅速な把握、プッシュ型支援については、関係省庁等と連携することを指示)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部(10月13日17:00)(災害応急対策等に関する実施方針、被災者の生活の質の確保、災害応急対策に全力で取り組むことを指示)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部(10月14日11:00)(被災者のニーズの把握と農林水産関係被害へ対応について指示)
- ・令和元年台風第19号に関する農林水産省緊急自然災害対策本部幹事会(10月14日19:00)

<地方農政局等>

- ・近畿農政局災害情報連絡会(10月9日16:45)(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保、支局に対し府県庁等へのリエゾン派遣の準備を指示)
- ・九州農政局災害情報連絡本部を設置(10月10日8:45)(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保を指示)

- ・ 北陸農政局災害対策連絡会を設置（10月10日13:30）  
（気象や被害の情報共有と情報収集体制の確保を指示）
- ・ 北海道農政事務所災害連絡会議の設置・開催（10月10日16:00）  
（速やかな被害情報把握に向けた体制整備等を指示）
- ・ 東海農政局災害対策本部員等連絡会議（10月11日9:00）  
（気象や被害の情報共有と情報収集体制の確保を指示）
- ・ 東北農政局災害対策本部準備会合を実施（10月11日11:00）  
（気象や被害の情報共有と情報収集体制の確保を指示）
- ・ 関東農政局災害対策本部を設置（10月11日15:00）  
（気象等の情報共有と情報収集体制の確保、連休中の体制整備、支局に対し都県庁等へのリエゾン派遣の準備を指示）
- ・ 中国四国農政局災害対策本部を設置（10月11日15:00）  
（気象等の情報共有と情報収集体制の確保、連休中の体制整備、支局に対し県庁等へのリエゾン派遣の準備を指示）
- ・ 東海農政局災害対策本部を設置（10月11日17:30）  
（省緊急自然災害対策本部指示の周知及び休日中の連絡体制の再徹底を指示）
- ・ 近畿農政局災害情報連絡会（第2回）（10月11日17:30）  
（農林水産省緊急自然対策本部の内容を受け、情報収集体制の確保を指示）
- ・ 北陸農政局災害対策本部を設置（10月11日17:35）  
（農林水産省緊急自然対策本部の内容を受け、情報収集体制の確保、連休中の体制整備、支局に対し県庁等へのリエゾン派遣の準備を指示）
- ・ 北海道農政事務所災害連絡会議（第2回）開催（10月11日17:40）  
（省緊急自然災害対策本部指示の周知及び休日中の連絡収集体制の再徹底を指示）
- ・ 東北農政局災害対策本部を設置（10月12日22:00）  
（農林水産省緊急自然対策本部の内容を受け、情報収集体制の確保を指示。支局に対し県庁等へのリエゾン派遣を指示）
- ・ 中国四国農政局災害対策本部会議（第2回）（10月13日9:00）  
（被害状況の確認、情報収集を指示）
- ・ 東北農政局災害対策本部（第2回）（10月13日9:55）  
（速やかな被害情報の把握を指示）
- ・ 北陸農政局災害対策本部（第2回）（10月13日10:00）  
（省緊急自然災害対策本部指示を受け、情報収集と迅速な対応を指示）
- ・ 東海農政局災害対策本部会議（第2回）（10月13日14:00）  
（省緊急自然災害対策本部指示の周知、管内の被害情報の共有及び引き続きの調査を指示）
- ・ 関東農政局災害対策本部会議（第2回）（10月13日15:00）  
（被害状況の確認）
- ・ 東北農政局災害対策本部（第3回）（10月13日17:55）  
（管内の被害情報の共有及び引き続きの調査を指示）
- ・ 北陸農政局災害対策本部（第3回）（10月13日18:00）  
（河川水位が下がる14日以降、農業被害の本格的な情報収集に努めるよう指示）
- ・ 東海農政局災害対策本部会議（第3回）（10月13日17:50）  
（省緊急自然災害対策本部指示の周知、管内の被害情報の共有及び引き続きの調査を指示）
- ・ 東北農政局災害対策本部（第4回）（10月14日11:15）  
（管内の被害情報の共有及び引き続きの調査を指示）
- ・ 北陸農政局災害対策本部（第4回）（10月14日11:20）

(農業関係被害情報収集等に努めるよう指示)

- ・ 東海農政局災害対策本部会議 (第4回) (10月14日13:00)  
(省緊急自然災害対策本部指示の周知、管内の被害情報の共有及び引き続きの調査を指示)
- ・ 関東農政局災害対策本部会議 (第3回) (10月14日15:00)  
(被害状況の確認)

<森林管理局>

- ・ 関東森林管理局に災害対策本部を設置 (10月10日13:15)  
(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保、職員派遣体制の準備指示)
- ・ 九州森林管理局に災害情報連絡室を設置 (10月10日14:30)  
(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保を指示)
- ・ 中部森林管理局に災害情報連絡室を設置 (10月10日16:00)  
(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保を指示)
- ・ 近畿中国森林管理局に災害情報連絡室を設置 (10月11日9:00)  
(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保を指示)
- ・ 東北森林管理局に災害情報連絡室を設置 (10月11日14:00)  
(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保を指示)
- ・ 四国森林管理局に災害情報連絡室を設置 (10月11日14:30)  
(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保を指示)
- ・ 北海道森林管理局に災害情報連絡室を設置 (10月11日15:30)  
(気象や被害等の情報共有と情報収集体制の確保を指示)
- ・ 中部森林管理局の災害情報連絡室を災害対策本部に改組 (10月12日16:00)
- ・ 東北森林管理局の災害情報連絡室を災害対策本部に改組 (10月13日9:00)
- ・ 各森林管理局・署において管轄区域内の森林被害状況を調査中 (10月13日～)

<都道府県等へのリエゾン派遣状況>

	派遣人数	派遣先
東北農政局	7	岩手県(2)、宮城県(2)、山形県(2)、福島県(1)
関東農政局	11	茨城県(4)、栃木県(1)、群馬県(1)、埼玉県(1)、千葉県(1)、神奈川県(2)、長野県(1)
北陸農政局	4	新潟県(2)、新潟県上越市(2)
森林管理局	8	宮城県(1)、福島県(1)、栃木県(1)、茨城県(1)、埼玉県(1)、千葉県(1)、神奈川県(1)、長野県(1)

<国立研究開発法人>

- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)において、被害が想定される品目・項目ごとに技術相談窓口を設置 (10月11日11:00)
- ・ 農研機構本部において、災害支援対応の体制や緊急連絡網などの確認を図るため、関係する研究部門・センターを参集した防災会議を開催 (10月11日15:00)



#### 4 地方公共団体等に対する情報提供

- ・農村振興局が「台風第 19 号に伴う事前点検及び被災箇所における応急対策の実施について」を通知（令和元年 10 月 7 日）
- ・林野庁が「台風第 19 号接近に伴う山地災害等に備えた対応について」を通知（令和元年 10 月 8 日）
- ・林野庁が「台風第 19 号接近に伴う山地災害の未然防止について」を通知（令和元年 10 月 8 日）
- ・大臣官房が「台風第 19 号に対する対応について」を通知（令和元年 10 月 9 日）
- ・生産局及び政策統括官が「台風第 19 号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」を通知（令和元年 10 月 9 日）
- ・経営局が「台風第 19 号の接近等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業保険の対応について」を通知（令和元年 10 月 9 日）
- ・水産庁が「台風第 19 号に対する備えと被害報告等について」を通知（令和元年 10 月 9 日）
- ・林野庁が「台風第 19 号に対する林野庁の対応について」を通知（令和元年 10 月 10 日）
- ・水産庁が「台風第 19 号の接近等に伴う水産関係施設の被害防止に向けた対応について」を通知（令和元年 10 月 10 日）
- ・水産庁が漁場等に漂流・漂着した流木やゴミ等の除去・処理のため「台風第 19 号の接近等に伴う大雨による被害に対する迅速な水産多面的機能発揮対策事業の活用について」を通知（令和元年 10 月 11 日）
- ・農村振興局が「災害復旧事業における査定前着工の積極的な活用について」を通知（令和元年 10 月 14 日）